診療所の療養病床一覧（令和８年 10 月 １ 日現在）

岐阜医療圏（岐阜市保健所＝２施設）

名　称	所　在　地 電　話　番　号	管　理　者　氏　名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
松岡整形外科・内科 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	〒500-8167 岐阜市東金宝町2-12-6 058-266-6888	松岡　正治 医療法人社団瑞鳳会	平成１３年 5月３０日 医療法人 221341225	ﾘｳﾏﾁ科､整形外科､ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科､内科、麻酔科	１９	６	完全型
松原医院	〒501-6115 岐阜市柳津町丸野1-72 058-388-0121	柴田　美恵 医療法人社団白心会	平成１１年 1月１８日 医療法人 221520585	内科	１９	１８	経過措置型

岐阜医療圏（岐阜保健所＝２施設）

名　称	所　在　地 電　話　番　号	管　理　者　氏　名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
小林内科	〒509-0135 各務原市鵜沼羽場町3丁目173 058-370-5577	小林　　博 小林　　博	平成１０年 8月 3日 個人 221510524	内科､呼吸器科､消化器科､循環器科､小児科､神経内科､皮膚科､放射線科	１９	４	完全型
医療法人若葉会 さとうファミリークリニック	〒501-0434 本巣郡北方町小柳1丁目95番地 058-323-2511	佐藤　裕信 医療法人若葉会	平成１０年 8月 3日 医療法人 221550773	内科､小児科､外科､整形外科､脳神経外科､皮膚科､泌尿器科､ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科､放射線科､麻酔科､糖尿病内科､循環器内科、呼吸器内科、消化器内科	１８	１２	経過措置型

西濃医療圏　（西濃保健所＝２施設）

名　称	所在地 電話番号	管理者氏名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
森外科医院	〒503-0031 大垣市牧野町3丁目50番地 0584-71-3111	森　直和 森　直和	平成12年 3月 8日 個人 221532393	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、消化器内科、麻酔科	１９	１２	経過措置型
山中ジェネラルクリニック	〒503-0114 安八郡安八町森部1870番地1 0584-63-2333	山中　一輝 山中　一輝	平成22年 9月 10日 個人 221643974	救急科、外科、内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科	１９	８	完全型

東濃医療圏　（東濃保健所＝２施設）

名　称	所在地 電話番号	管理者氏名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
多治見クリニック	〒507-0037 多治見市音羽町2丁目51番地 0572-22-5566	辻田　誠 医療法人白揚会	平成10年 8月18日 医療法人 221591280	腎臓内科、人工透析内科、消化器内科、循環器内科	１８	１０	経過措置型
幸クリニック	〒507-0077 多治見市幸町7丁目28-14 0572-20-2055	津田　一樹 医療法人社団玲仁会	平成10年11月 9日 医療法人 221591570	内科、人工透析内科、リハビリテーション科	１９	１８	完全型 R8.10.2廃止

東濃医療圏　（恵那保健所＝２施設）

名　称	所在地 電話番号	管理者氏名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
中津川市国民健康保険坂下診療所	〒509-9232 中津川市坂下７２２番地１ 0573-75-3118	伴　信太郎 中津川市	平成31年 3月14日 市町村 221602210	内科 小児科 整形外科 眼科	１９	１９	完全型
中部クリニック	〒509-7205 恵那市長島町中野1214-41 0573-26-3001	市川　敏男 医療法人社団岐友会	平成11年 2月12日 医療法人 221601369	内科、リハビリテーション科、泌尿器科	１９	１８	経過措置型

飛騨医療圏　（飛騨保健所＝１施設）

名　称	所　在　地 電　話　番　号	管　理　者　氏　名 開設者氏名（名　称）	療養病床設置許可年月日 開設者区分 医療施設番号	診療科目	施設 病床数	左のうち 療養病床数	備　考
黒木医院	〒509-2202 下呂市森2456-1 0576-24-1303	黒木　尚之 医療法人下呂温泉渓泉会	平成１４年 4月２４日 医療法人 221610352	内科、小児科、リハビリテーション科、産婦人科、皮膚科、女性内科	１０	８	経過措置型

経過措置型…平成10年4月1日の時点で既に開設されている診療所において、平成10年4月1日の時点で現存する建物内の病床を平成12年3月31日までの間に転換して設けられた療養病床に係る経過措置の適用がある療養病床

（経過措置の適用される基準）

・一の病室当たりの病床数4床以下の基準適用なし

・当該病室の床面積が患者1人あたり6.0㎡以上

・当該病室に隣接する廊下の幅が内法による測定で1.2ｍ以上（両側に居室がある場合は1.6ｍ以上）

・談話室、食堂及び浴室の設置義務の適用なし

完　全　型…経過措置型でない療養病床

・一の病室当たりの病床数4床以下

・当該病室の床面積が患者1人あたり6.4㎡以上

・当該病室に隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8ｍ以上（両側に居室がある場合は2.7ｍ以上）

・談話室、食堂及び浴室の設置が必要